

独立行政法人日本万国博覧会記念機構職員給与規程

	平成 15 年 10 月 1 日	規程第 17 号
改正	平成 15 年 12 月 1 日	規程第 35 号
改正	平成 16 年 4 月 1 日	規程第 45 号
改正	平成 16 年 6 月 1 日	規程第 46 号
改正	平成 17 年 12 月 1 日	規程第 68 号
改正	平成 18 年 4 月 1 日	規程第 70 号
改正	平成 19 年 4 月 1 日	規程第 80 号
改正	平成 19 年 12 月 1 日	規程第 90 号
改正	平成 20 年 3 月 31 日	規程第 94 号
改正	平成 21 年 11 月 30 日	規程第 116 号
改正	平成 22 年 7 月 1 日	規程第 134 号
改正	平成 22 年 11 月 30 日	規程第 145 号

(目的)

第 1 条 この規程は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 63 条第 2 項の規定に基づき、独立行政法人日本万国博覧会記念機構（以下「機構」という。）の常勤の職員（以下「職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第 2 条 職員の給与の種類は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 本給
- (2) 扶養手当
- (3) 管理職手当
- (4) 地域手当
- (5) 通勤手当
- (6) 住居手当
- (7) 単身赴任手当
- (8) 特殊勤務手当
- (9) 超過勤務手当
- (10) 管理職員特別勤務手当
- (11) 期末手当
- (12) 勤勉手当

(給与の支払)

第 3 条 職員の給与は、その全額を通貨で直接職員に支払うものとする。

2 法令及び職員の過半数を代表する者との書面による協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額からその金額を控除して支払うものとする。

3 職員が給与の全部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(給与の支給)

第 4 条 本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当は、その月の月額的全額をその月の 20 日に、超過勤務手当、特殊勤務手当及び管理職員特別勤務手当は、その月の分を翌月の 20 日に支給する。ただし、20 日が独立行政法人日本万国博覧会記念機構就業規則（平成 15 年規程第 8 号。以下「就業規則」という。）第 19 条の休日に当たるときは、前日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）に支給するものとする。

2 期末手当及び勤勉手当は、6 月 30 日及び 12 月 10 日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、前日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日）に支給するものとする。

(本給の決定)

第 5 条 職員の受ける本給は、就業規則第 16 条に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ

その者の職務経歴を考慮して、その者の属する職階（独立行政法人日本万国博覧会記念機構職員の職階に関する規程（平成15年規程第12号）に定める職階をいう。）ごとに別表に定める等級及び号給により決定する。

2 職員の本給表は別表のとおりとし、その額は月額とする。

（初任給）

第6条 新たに職員に採用された者の初任給は、その者の学歴、職務経歴及び免許等に基づき、他の職員との均衡を考慮して、別に定めるところにより決定する。

（昇格）

第7条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1等級上位の等級に昇格させることができる。

2 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別に定めるところにより決定する。

（昇給）

第8条 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを基準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

4 職員の昇給は、その属する職務の等級における最高の号給を超えて行うことができない。

第9条 削除

（扶養手当）

第10条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対し支給する。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者を扶養親族とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については13,000円、同項第2号から同項第5号までの扶養親族（以下「扶養親族たる子、父母等」という。）については、一人につき6,500円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については11,000円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（扶養親族の届出）

第11条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その職員は、直ちにその旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第1号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）を理事長に届け出て認定を受けなければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

（扶養手当の支給）

第12条 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前条第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で前条の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 扶養手当は、これを受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同条の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同条第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同条の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に前条第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員で、扶養親族たる配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子、父母等で同条の規定による届出に係るものがある職員について当該職員の配偶者が扶養親族たる要件を欠くに至った場合又は前条第3号に掲げる事実が生じた場合における当該扶養親族たる子、父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。
- 3 前各項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定めるものとする。

（管理職手当）

第13条 管理職手当は、部長、課長及び参事の職にある職員に対しては毎月その職員の本給月額にそれぞれ100分の20を、課長補佐の職にある職員に対しては毎月その職員の本給月額に100分の8を乗じて得た額を支給する。ただし、職員が月の1日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病により、承認を得て勤務しなかった場合を除く。）は、その月の管理職手当を支給しない。

- 2 前項の規定による額が、独立行政法人日本万国博覧会記念機構役員報酬規程第4条に規定する役員の最低の俸給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（以下「役員最低報酬月額」という。）に104分の100を乗じて得た額と、その者が受ける本給及び扶養手当の月額の合計額との差額に相当する額以上の額となる場合には、その者に支給する管理職手当の月額は、前項の規定にかかわらず、次の算式で得た額に相当する額とする。

前項の規定による管理職手当月額－{(前項の規定による管理職手当月額＋本給月額＋扶養手当月額＋100)－役員最低報酬月額に104分の100を乗じて得た額}

- 3 管理職手当の支給方法は、本給の支給方法に準ずるものとする。

（地域手当）

第14条 地域手当の月額は、その職員が受けるべき本給、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の12を乗じて得た額とする。

- 2 前項に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項については別に定める。
- 3 地域手当の支給方法は、本給の支給方法に準じるものとする。

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、職員の通勤の実情に応じ次の各号に掲げる区分による額を当該職員に支給する。ただし、交通機関及び自動車等の交通用具を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関及び自動車等の交通用具を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満である職員については、通勤手当を支給しない。

(1) 通勤のため交通機関等を利用し、その運賃等を負担することを常例とする職員にあっては、別に定めるところにより算出したその者が利用する交通機関等に応じて 6 箇月を超えない範囲内で 1 月を単位として理事長が定める期間（以下本条において「支給単位期間」という。）についての運賃等相当額（当該交通機関が 2 以上である場合にあっては、それぞれの支給単位期間についての運賃等相当額の合計額）。ただし、その額を当該支給単位期間の月数で除した額（以下「1 箇月当たりの運賃等相当額」という。）が 55,000 円を超えるときは、支給単位期間につき 55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの運賃等相当額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）とする。

(2) 通勤のため自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあっては、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道 5 キロメートル未満である職員 2,000 円

ロ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員 4,100 円

ハ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員 6,500 円

ニ 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員 8,900 円

ホ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員 11,300 円

ヘ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員 13,700 円

ト 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員 16,100 円

チ 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員 18,500 円

リ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員 20,900 円

ヌ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員 21,800 円

ル 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員 22,700 円

ヲ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員 23,600 円

ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員 24,500 円

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等の交通用具を使用することを常例とする職員にあっては、別に定めるところにより算出した支給単位期間についての運賃等相当額（当該交通機関が 2 以上である場合にあっては、それぞれの支給単位期間についての運賃等相当額の合計額）及び前号に掲げる額の合計額。ただし、1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

2 前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定めるものとする。

3 職員が出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合は、前各項の規定にかかわらず、その月の通勤手当は支給しない。

(住居手当)

第 16 条 住居手当は、次の各号の一に該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員

(2) 第 17 条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員又はこれらの職員との権衡上必要があると認められる職員として別に定める職員

2 住居手当の月額額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額 23,000 円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から 12,000 円を控除した額

ロ 月額 23,000 円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から 23,000 円を控除

した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 次の各号のいずれかに該当する職員には第1項第1号又は第3号の規定にかかわらず、住居手当を支給しない。
 - (1) 独立行政法人日本万国博覧会記念機構宿舍規程（平成15年規程第23号）の規定により宿舍を貸与され、使用料を支払っている職員
 - (2) 国等の機関から貸与された職員宿舍に居住している職員又は、職員の単身赴任により配偶者がこれに居住している職員
 - (3) 父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部を借り受けてこれに居住している職員
- 4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

（単身赴任手当）

第17条 国家公務員又は地方公務員であった者が引き続き機構の職員となることに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他のやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から機構に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他これらの職員との権衡上必要があると認められる職員には単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から機構に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、23,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に45,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。
- 3 前2項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は国家公務員の例に準じて別に定める。

（特殊勤務手当）

第18条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康等特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給与の月額で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する職員に対して支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（超過勤務手当）

第19条 超過勤務手当は、職員が就業規則第21条の規定により所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合に支給する。

- 2 超過勤務手当の額は、所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与の額に次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 休日以外の日における所定の勤務時間以外の時間にした勤務 100分の125

(2) 休日における勤務 100分の135

- 3 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、所定の勤務時間を超えてした勤務の時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与の額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 4 就業規則第21条の2に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与の額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。

(管理職員特別勤務手当)

第 20 条 第 13 条第 1 項の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により就業規則第 19 条に規定する休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じて別に定める。

(期末手当)

第 21 条 期末手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対してそれぞれ第 4 条第 2 項で定める日に支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、解雇され、又は死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額を期末手当基礎額として、一般職給与法第 19 条の 4 の規定に準じて計算した額とする。

3 第 1 表に定める職制上の段階、職務の等級にある職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に同表に定める区分に応じた加算率を乗じて得た額（第 2 表に定める地位にある職員にあっては、その額に、本給月額に同表の区分に対応する加算率を乗じて得た額を加算した額。）を加算した額を第 2 項の期末手当基礎額とする。

第 1 表 職制上の段階、職務の等級による加算率

職務の区分	職務の等級	加算率
部 長 級	1 等 級	100 分の 20
課 長 級	2 等 級	100 分の 15
課 長 級	3 等 級	100 分の 10
課 長 補 佐 級	4 等 級	100 分の 10
係 長 級	5 等 級	100 分の 5

第 2 表 管理職の地位にある職員の本給月額の加算率

職務の区分	加算率
部 長 ・ 審 議 役	100 分の 19 以内
課 長	100 分の 12 以内

4 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項の規定にかかわらず、期末手当（第 7 号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）を支給しない。

(1) 無給休職者（就業規則第 8 条第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

(2) 刑事休職者（就業規則第 8 条第 1 項第 3 号の規定に該当して休職にされている職員をいう。）

(3) 停職者（就業規則第 44 条の規定により停職にされている職員をいう。）

(4) 独立行政法人日本万国博覧会記念機構職員の育児休業に関する規程（平成 15 年規程第 10 号。以下「育児休業規程」という。）第 2 条の規定により育児休業をしている職員のうち、育児休業規程第 6 条第 3 項に規定する職員以外の職員

(5) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第 44 条の規定による解雇を受けた者

(6) 基準日前 1 箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前号に掲げる職員を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

(7) 次項において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号。以下「一般職給与法」という。）第 19 条の 6 第 1 項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の

行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者

- (8) 基準日前 1 箇月以内に退職し、引き続き国又は公共団体（以下「国等」という。）の職員となった者。（国等において職員としての在職期間を通算される者に限る。）
- 5 期末手当の支給の一時差止めの取扱いについては、一般職給与法第 19 条の 6 第 1 項、第 3 項、第 4 項及び第 5 項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「各庁の長又は委任を受けた者」とあるのは「理事長」と、「公務」とあるのは「機構の業務」と読み替えるものとする。
 - 6 国等の職員が、引き続きこの規程の適用を受ける職員となった場合において、この者に対して期末手当を支給するときは、その国等の職員として在職した期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とみなす。
 - 7 前各項に規定するもののほか、期末手当の支給に関し必要な事項については一般職の国家公務員の例に準じて別に定める。

（勤勉手当）

- 第 22 条 勤勉手当は、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下この条において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前 1 箇月以内に退職し、解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、解雇され、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を勤勉手当基礎額として、一般職給与法第 19 条の 7 第 2 項の規定に準じて計算した額とする。
 - 3 前条第 3 項の規定は、前項の勤勉手当基礎額について準用する。
 - 4 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 1 項の規定にかかわらず、勤勉手当（第 3 号に該当する者にあつては、その支給を一時差し止めた勤勉手当）を支給しない。
 - (1) 休職にされている者（就業規則第 8 条第 1 項の規定により休職にされている職員をいう。）
 - (2) 前条第 4 項第 3 号から第 6 号まで又は第 8 号のいずれかに該当する者
 - (3) 第 5 項において準用する前条第 5 項において準用する一般職給与法第 19 条の 6 第 1 項の規定により勤勉手当の支給を一部差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた者
 - 5 前条第 5 項及び第 6 項の規定は、勤勉手当について準用する。
 - 6 前各項に規定するもののほか、勤勉手当の支給に関し必要な事項については一般職の国家公務員の例に準じて別に定める。

（長期病気休暇取得者の給与）

第 23 条 職員が業務上又は通勤上の傷病以外の傷病により病気休暇を取得した場合には、その病気休暇を始めた日から 6 月（結核性疾患にあっては 1 年）に達するまで、本給、扶養手当、地域手当及び住居手当の全額を支給する。

（休職者の給与）

- 第 24 条 職員が就業規則第 8 条第 1 項第 1 号に該当して休職を命ぜられた場合は、その休職期間が満 2 年に達するまで、本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80（休職期間が 2 年を超える場合には、その超える期間については、100 分の 60）を支給する。
- 2 職員が就業規則第 8 条第 1 項第 2 号に該当して休職を命ぜられた場合は、その休職の期間が満 1 年に達するまで、本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ 100 分の 80（休職の期間が 1 年をこえる場合には、そのこえる期間については、100 分の 60）を支給する。ただし、業務上又は通勤上の傷病により休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、給与の全額を支給する。
 - 3 職員が就業規則第 8 条第 1 項第 3 号に該当して休職を命ぜられた場合は、その休職の期間中、本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ 100 分の 60 を支給する。
 - 4 職員が就業規則第 8 条第 1 項第 4 号又は第 5 号に該当して休職を命ぜられた場合の当該休職中の給与については、そのつど定める。

（育児・介護休業等期間中の給与）

第25条 職員が独立行政法人日本万国博覧会記念機構職員の育児休業等に関する規程(以下「育児休業規程」という。)第2条の規定に基づき育児休業をした場合又は独立行政法人日本万国博覧会記念機構職員の介護休業に関する規程(以下「介護休業規程」という。)第2条の規定に基づき介護休業をした場合には、その期間については、給与は支給しない。ただし、基準日に育児休業又は介護休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員の当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当については、この限りでない。

2 前項の育児休業又は介護休業をした職員が職務に復帰した場合は、当該休業をした期間の2分の1に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、本給月額を調整し、又は昇給期間を調整することができる。

3 職員が育児休業規程第8条第1項の育児短時間勤務、介護休業規程第6条第1項の介護休暇、介護休業規程第9条第1項の介護短時間勤務の適用を受けて勤務しない場合には、第26条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当りの給与額を減額して支給する。

4 前3項に定めるもののほか、育児・介護休業等期間中の給与に関して必要な事項は別に定める。

(給与の減額)

第26条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(退職者の給与)

第27条 職員が就業規則第12条第1項第4号の規定により解雇され、就業規則第13条第1項第1号(業務上の傷病のため退職した場合に限る。)若しくは第3号の規定により退職し、又は死亡した場合におけるその月の本給は、その解雇され、退職し、又は死亡した月の末日まで支給する。

2 職員が就業規則第6条第2項、第12条第1項第1号、第2号、第3号若しくは第5号の規定により解雇され、就業規則第13条第1項第1号(業務上の傷病のため退職した場合を除く。)、第2号若しくは第4号の規定により退職し、又は就業規則第44条の規定により懲戒解雇された場合におけるその月の本給は、その解雇され、退職し、又は懲戒解雇された日まで支給する。

(死亡時の給与支給)

第28条 職員が死亡した場合において、当該職員に支給すべき給与があるときは、当該給与をその職員の遺族に支給する。

2 前項の遺族とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、職員が死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。)

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた者

(3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

3 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、同項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

4 退職手当の支給を受けるべき遺族のうち同順位の者が2人以上あるときは、そのうちの1人を総代者としてこれに支給する。

(日割計算)

第29条 新たに職員となった者には、その日から本給を支給し、昇格、昇給等により本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 職員が就業規則第28条の規定により介護休業を開始した場合、就業規則第29条の規定により育児休業を開始した場合、就業規則第8条の規定により休職を命ぜられた場合、就業規則第44条第1項の規定により停職にされた場合又は育児休業、介護休業、休職若しくは停職の

終了により職務に復帰した場合におけるその月の本給は、当該育児休業を開始した日の前日まで、又は休職若しくは停職の発令の日の前日まで、又は当該育児休業、休職若しくは停職の終了の日の翌日以降につき支給する。

- 3 職員が退職し、又は解雇されたときは、その日まで本給を支給する。
- 4 職員が死亡により退職した場合には、その月まで本給を支給する。
- 5 本給、扶養手当、管理職手当又は地域手当を支給する場合で、月の初日から支給するとき以外るとき又は月の末日まで支給するとき以外るときにおける当月分の本給、扶養手当、管理職手当又は地域手当の額は、その月の日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(勤務1時間当りの給与の額)

第30条 第19条、第25条及び第26条に規定する勤務1時間当りの給与の額は、本給月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を、当該年度の一月当りの平均所定労働時間数で除して得た額とする。

(端数処理)

第31条 給与の支給額に1円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(端数処理の例外)

第32条 第30条の規定により得られた勤務1時間当りの給与の額に基づき、第19条に規定する超過勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは1円に切り上げるものとする。

(適用除外)

第33条 第19条の規定は、第13条の規定による管理職手当の支給を受ける職員（課長補佐の職にある職員を除く。）には適用しない。

2 第20条の規定は、課長補佐の職にある職員には適用しない。

(実施に関し必要な事項)

第34条 この規程の実施に関し必要な事項は国家公務員の例に準じて別に定める。

別表

本給表

職階 等級号給	部長級		課長級		課長補佐級	係長級	主事・技師級		
	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級	
1	417,500	331,300	284,800	268,100	251,600	171,200	143,500	118,300	
2	421,000	334,100	287,700	270,700	253,800	173,600	145,900	119,600	
3	424,500	336,900	290,600	273,300	256,000	176,000	148,300	120,900	
4	428,000	339,700	293,500	275,900	258,200	178,400	150,700	122,200	
5	431,300	342,500	296,300	278,400	260,300	180,900	153,200	123,500	
6	434,700	345,300	299,100	281,000	262,700	183,400	155,200	124,900	
7	438,000	348,200	301,900	283,600	265,100	185,900	157,200	126,300	
8	441,400	351,100	304,700	286,200	267,400	188,400	159,100	127,600	
9	444,900	353,900	307,600	288,800	269,700	190,800	161,000	128,900	
10	448,300	356,700	310,500	291,400	272,100	193,300	163,100	130,300	
11	451,700	359,600	313,400	294,000	274,500	195,800	165,200	131,700	
12	455,100	362,500	316,300	296,600	276,900	198,300	167,200	133,100	
13	458,500	365,300	319,200	299,100	279,200	200,800	169,200	134,400	
14	461,800	368,300	322,200	301,700	281,600	203,300	171,300	136,000	
15	465,000	371,300	325,200	304,300	284,000	205,800	173,400	137,600	
16	468,300	374,300	328,100	306,900	286,400	208,300	175,400	139,100	
17	471,600	377,300	331,000	309,600	288,900	210,900	177,400	140,600	
18	475,000	380,300	333,900	312,200	291,300	213,400	179,700	142,500	
19	478,400	383,200	336,900	314,800	293,700	215,900	182,000	144,400	

20	481,700	386,200	339,900	317,400	296,100	218,400	184,300	146,200
21	485,000	389,200	342,800	320,100	298,500	220,900	186,600	148,000
22	488,300	392,200	345,700	322,700	301,000	223,400	188,900	150,100
23	491,600	395,200	348,600	325,300	303,500	225,900	191,200	152,200
24	494,900	398,100	351,500	327,900	306,000	228,400	193,500	154,300
25	498,000	401,000	354,500	330,600	308,400	231,000	195,700	156,300
26	501,200	403,900	357,400	333,200	310,800	233,600	198,100	158,500
27	504,500	406,800	360,200	335,800	313,000	236,200	200,500	160,700
28	507,800	409,700	363,100	338,400	315,400	238,600	202,900	162,800
29	511,100	412,600	366,000	341,100	317,800	241,100	205,400	164,900
30	514,300	415,500	368,900	343,700	320,100	243,600	207,900	167,000
31	517,500	418,400	371,800	346,300	322,400	246,100	210,400	169,100
32	520,600	421,300	374,700	348,900	324,600	248,500	212,800	171,100
33	523,700	424,100	377,600	351,300	326,800	251,100	215,200	173,100
34	526,700	427,000	380,400	353,800	329,000	253,500	217,700	175,200
35	529,700	429,800	383,200	356,300	331,200	255,900	220,200	177,300
36	532,600	432,700	386,000	358,800	333,200	258,200	222,700	179,400
37	535,700	435,500	388,800	361,200	335,300	260,700	225,200	181,500
38	538,500	438,300	391,500	363,600	337,400	263,100	227,700	183,500
39	541,300	441,100	394,200	366,000	339,500	265,500	230,200	185,500
40	544,000	443,900	396,900	368,300	341,600	267,800	232,700	187,500
41	546,700	446,700	399,600	370,600	343,700	270,300	235,100	189,600
42	549,400	449,500	402,300	372,900	345,700	272,700	237,600	191,700
43	552,100	452,300	405,000	375,100	347,700	275,100	240,100	193,800
44	554,800	455,100	407,600	377,300	349,700	277,400	242,600	195,900
45	557,500	458,000	410,200	379,500	351,700	279,700	245,000	198,100
46	560,100	460,500	412,800	381,700	353,600	282,100	247,300	200,200
47	562,700	463,100	415,400	383,900	355,600	284,500	249,600	202,300
48	565,100	465,700	417,800	386,100	357,500	286,900	251,800	204,400
49	567,600	468,200	420,300	388,300	359,400	289,200	254,000	206,500
50	569,500	470,400	422,600	390,400	361,300	291,600	256,300	208,700
51	571,400	472,600	424,900	392,500	363,200	294,000	258,600	210,900
52	573,300	474,800	427,200	394,600	365,000	296,400	260,900	213,100
53	575,100	477,000	429,500	396,700	366,800	298,700	263,100	215,400
54		478,900	431,800	398,700	368,600	301,100	265,300	217,700
55		480,800	434,100	400,600	370,400	303,500	267,500	220,000
56		482,700	436,300	402,600	372,100	305,700	269,700	222,300
57		484,400	438,400	404,500	373,800	308,000	271,800	224,700
58		486,000	440,000	406,200	375,500	310,300	273,900	227,000
59		487,600	441,600	407,900	377,200	312,600	276,000	229,300
60		489,200	443,200	409,600	378,900	314,900	278,000	231,600
61		490,800	444,900	411,300	380,500	317,200	280,000	234,000

62			446,500	412,800	381,800	319,500	281,900	236,300
63			448,100	414,300	383,100	321,800	283,800	238,600
64			449,600	415,700	384,400	324,100	285,700	240,900
65			451,100	417,100	385,700	326,300	287,700	243,300
66			452,700	418,500	387,000	328,600	289,700	245,600
67			454,300	419,900	388,200	330,900	291,700	247,900
68			455,800	421,300	389,500	333,100	293,600	250,200
69			457,300	422,800	390,800	335,400	295,500	252,600
70			458,700	424,000	392,000	337,500	297,500	254,700
71			460,100	425,200	393,200	339,600	299,500	256,800
72			461,400	426,400	394,400	341,700	301,500	258,900
73			462,700	427,700	395,700	343,700	303,500	261,000
74			463,700	428,800	396,800	345,400	305,500	263,000
75			464,700	429,900	397,900	347,200	307,500	265,000
76			465,700	431,000	399,000	349,000	309,400	267,000
77			466,800	432,100	400,100	350,700	311,300	268,900
78				433,200	401,200	352,300	313,200	270,900
79				434,300	402,300	353,900	315,100	272,900
80				435,300	403,300	355,500	317,000	274,900
81				436,300	404,300	357,100	319,000	276,900
82				437,300	405,400	358,700	320,800	278,800
83				438,300	406,500	360,300	322,600	280,700
84				439,300	407,600	361,900	324,400	282,600
85				440,300	408,600	363,400	326,300	284,500
86					409,600	364,700	328,100	286,300
87					410,600	366,100	329,900	288,100
88					411,600	367,500	331,700	289,900
89					412,500	369,000	333,600	291,800
90					413,500	370,100	335,400	293,400
91					414,500	371,200	337,200	295,000
92					415,400	372,300	339,000	296,500
93					416,300	373,400	340,900	298,000
94					417,300	374,300	342,700	299,500
95					418,300	375,200	344,500	301,000
96					419,400	376,000	346,200	302,400
97					420,200	376,800	347,900	303,800
98						377,400	349,200	304,500
99						378,000	350,500	305,200
100						378,600	351,700	305,900
101						379,300	352,900	306,600
102						379,900	353,800	
103						380,500	354,700	

104						381,100	355,600	
105						381,600	356,500	
106						382,100	357,300	
107						382,600	358,100	
108						383,100	358,800	
109						383,700	359,500	
110						384,300		
111						384,900		
112						385,500		
113						386,000		
114						386,600		
115						387,200		
116						387,800		
117						388,200		
118						388,800		
119						389,400		
120						390,000		
121						390,500		

附 則

この規程は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年の人事院勧告に準拠した本給等の改正）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 15 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条の改正規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（平成 15 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成 15 年 12 月に支給する期末手当の額は、第 21 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出される期末手当の額から、次の各号に掲げる額を減じた額とする。

(1) 平成 15 年 4 月 1 日（その日の翌日以降に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき本給、管理職手当、扶養手当、特別都市手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当の基礎額の月額合計額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額に、同月から改定の実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成 15 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 1.07 を乗じて得た額

附 則（組織変更に伴う改正）

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（支給方法等の見直し）

この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 17 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 平成 17 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人日本万国博覧会記念機構職員給与規程（以下「新規程」という。）第 21 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額から、次の各号に掲げる額の合計額を減じた額とする。
 - (1) 平成 17 年 4 月 1 日（その日の翌日以降に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において職員が受けるべき本給、扶養手当、管理職手当、特別都市手当、住居手当及び単身赴任手当（新規程第 17 条第 2 項の規定により加算した額を除く。）の月額合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額に、同年 4 月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において職員として在職しなかった期間がある職員にあつては、

当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数) を乗じて得た額
(2) 平成 17 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.36 を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
(号給の切替え)
- 2 平成 18 年 4 月 1 日 (以下「切替日」という。) の前日において改正前の本給表の適用を受けていた職員の切替日における号給 (以下「新号給」という。) は、切替日の前日においてその者が属していた職務の等級 (以下「旧等級」という。) 、切替日の前日においてその者が受けていた号給 (以下「旧号給」という。) 及びその者が旧号給を受けていた期間 (以下「経過期間」という。) に応じて附則別表 1 に定める号給とする。ただし、切替日の前日において満 55 歳に達していた職員については、その者の実際の経過期間にかかわらず、「3 月未満」の経過期間を適用するものとする。
(本給の切替えに伴う経過措置)
- 3 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が旧等級及び旧号給における附則別表 2 の月額に達しないこととなる職員には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。
- 4 前項の規定による本給を支給される職員に関する改正後の第 13 条第 1 項及び第 2 項、第 14 条第 1 項、第 21 条第 3 項 (改正後の第 22 条第 3 項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。) 並びに第 30 条の規定の適用については、改正後の第 13 条第 1 項中「本給月額にそれぞれ」とあるのは「本給月額と独立行政法人日本万国博覧会記念機構職員給与規程の一部を改正する規程 (平成 18 年規程第 70 号。以下「平成 18 年改正規程」という。) 附則第 3 項の規定による本給の額との合計額にそれぞれ」と、「本給月額に 100 分の 8」とあるのは「本給月額と平成 18 年改正規程附則第 3 項の規定による本給の額との合計額に 100 分の 8」と、同条第 2 項中「本給及び」とあるのは「本給月額と平成 18 年改正規程附則第 3 項の規程による本給の額との合計額及び」と、「本給月額」とあるのは「本給月額と平成 18 年改正規程附則第 3 項の規定による本給の額との合計額」と、改正後の第 14 条第 1 項中「本給」とあり、並びに改正後の第 21 条第 3 項及び第 30 条中「本給月額」とあるのは「本給月額と平成 18 年改正規程附則第 3 項の規定による本給の額との合計額」とする。
- 5 職員が退職し、解雇され、又は死亡した日におけるその者の本給月額が、切替日の前日において受けていた本給月額に達しないこととなる職員に関する独立行政法人日本万国博覧会記念機構職員退職規程 (平成 15 年規程第 21 号) 第 3 条、第 4 条及び第 9 条の適用についてはこれらの規定中「本給月額」とあるのは、「切替日の前日において受けていた本給月額」とする。
(削除)
(平成 23 年 3 月 31 日までの間における昇給に係る規定の適用に関する特例)
- 6 平成 23 年 3 月 31 日までの間における次の表の左欄に掲げる改正後の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 8 条第 2 項	4 号給	3 号給
第 8 条第 3 項	4 号給	3 号給
	2 号給	1 号給

附 則 (平成 18 年度人事院給与勧告に基づく国家公務員給与制度の改正に準拠した手当等の改正)

(施行期日)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (扶養手当の改正)

この規程は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 10 条第 3 項の改正規定は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 19 条第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人日本万国博覧会記念機構職員給与規程第 21 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算出される期末手当の額から、次の各号に掲げる額の合計額を減じた額とする。
 - (1) 平成 21 年 4 月 1 日（その日の翌日以降に新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日）において当該職員が受けるべき本給、扶養手当、管理職手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（新規規程第 17 条第 2 項の規定により加算した額を除く。）の月額合計額に、平成 21 年 12 月 1 日付けの本給表改正において当該職員の本給月額が減じられることとなった割合（以下「調整率」という。）を乗じて得た額に、同年 4 月からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において職員として在職しなかった期間がある職員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成 21 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に、調整率を乗じて得た額
(本給差額に関する経過措置)
- 3 この規程の施行日以降における平成 18 年 4 月 1 日改正附則第 3 項の規定による差額については、当該差額支給を受ける職員に適用される同附則別表第 2 の月額に当該職員に係る調整率を乗じて得た額と改正後の当該職員に係る本給月額との差額とする。

附 則

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。
(55 歳に達した職員に係る給与の減額措置)
- 2 当分の間、職員（その職務の等級が 3 等級以上の者であつて、その号給がその職務の等級における最低の号給でない者に限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日（特定職員以外の者が 55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日後に特定職員となった場合にあつては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
 - (1) 本給月額 当該特定職員の本給月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（当該特定職員の本給月額に 100 分の 98.5 を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の等級における最低の号給の本給月額に達しない場合（以下この項、第 4 項及び第 5 項において「最低号給に達しない場合」という。）にあつては、当該特定職員の本給月額から当該特定職員の属する職務の等級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下この項及び第 4 項において「本給月額減額基礎額」という。））
 - (2) 管理職手当 当該特定職員の本給月額に対する管理職手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額に対する管理職手当の月額）
 - (3) 地域手当 当該特定職員の本給月額に対する地域手当の月額に 100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
 - (4) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第 21 条第 3 項の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額と同項第 1 表に規定する加算率を乗じて得た額（同項に規定する管理職の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあつては、その額に、本給月額と同項第 2 表に規定する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る一般職給与法第 19 条の 4 第 2 項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100 分の 1.5 を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべ

き本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第21条第3項の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項第1表に規定する加算率を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項第2表に規定する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る一般職給与法第19条の4第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

- (5) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第22条第3項において準用する第21条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項第1表に規定する加算率を乗じて得た額（同項に規定する管理職の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、本給月額と同項第2表に規定する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る一般職給与法第19条の7第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額（第22条第3項において準用する第21条第3項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額と同項第1表に規定する加算率を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、本給月額減額基礎額と同項第2表に規定する加算率を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る一般職給与法第19条の7第2項前段に規定する割合を乗じて得た額）
 - (6) 第24条の規定により支給される給与 当該特定職員に適用される規定の区分に応じ、それぞれ国家公務員の例に準じて別に定める額
- 3 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、人事院規則の定めにより別に定める。
 - 4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第30条に規定する勤務1時間当たりの給与の額は、第30条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を当該年度の一月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額の100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額合計額を当該年度の一月当たりの平均所定労働時間数で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読み替え)
 - 5 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「独立行政法人日本万国博覧会記念機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成22年規程第145号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。
(本給に切替えに伴う経過措置)
 - 6 平成22年12月1日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員で、その者が受ける本給月額が同日において受けていた本給月額（独立行政法人日本万国博覧会記念機構職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年規程第116号。第1号において「平成21年改正規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあっては、当該本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。
 - (1) 平成21年改正規程附則第3項に規定する経過措置の対象となった職員 100分の99.59
 - (2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.83(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
 - 7 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人日本万国博覧会記念機構職員給与規程第21条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当（以下この項において「基準額」という。）の額から、次の各号に掲げる額の合計額（以下この項

	6 月以上 9 月未滿	1 9	1 9	1 9	1 9	1 9	1 9	1 9	1 9
	9 月以上 12 月未滿	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0
	12 月以上	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1
6	3 月未滿	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1
	3 月以上 6 月未滿	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2
	6 月以上 9 月未滿	2 3	2 3	2 3	2 3	2 3	2 3	2 3	2 3
	9 月以上 12 月未滿	2 4	2 4	2 4	2 4	2 4	2 4	2 4	2 4
	12 月以上	2 5	2 5	2 5	2 5	2 5	2 5	2 5	2 5
7	3 月未滿	2 5	2 5	2 5	2 5	2 5	2 5	2 5	2 5
	3 月以上 6 月未滿	2 6	2 6	2 6	2 6	2 6	2 6	2 6	2 6
	6 月以上 9 月未滿	2 7	2 7	2 7	2 7	2 7	2 7	2 7	2 7
	9 月以上 12 月未滿	2 8	2 8	2 8	2 8	2 8	2 8	2 8	2 8
	12 月以上	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9
8	3 月未滿	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9
	3 月以上 6 月未滿	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
	6 月以上 9 月未滿	3 1	3 1	3 1	3 1	3 1	3 1	3 1	3 1
	9 月以上 12 月未滿	3 2	3 2	3 2	3 2	3 2	3 2	3 2	3 2
	12 月以上	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3
9	3 月未滿	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3
	3 月以上 6 月未滿	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4
	6 月以上 9 月未滿	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5
	9 月以上 12 月未滿	3 6	3 6	3 6	3 6	3 6	3 6	3 6	3 6
	12 月以上	3 7	3 7	3 7	3 7	3 7	3 7	3 7	3 7
1 0	3 月未滿	3 7	3 7	3 7	3 7	3 7	3 7	3 7	3 7
	3 月以上 6 月未滿	3 8	3 8	3 8	3 8	3 8	3 8	3 8	3 8
	6 月以上 9 月未滿	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9
	9 月以上 12 月未滿	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0
	12 月以上	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1
1 1	3 月未滿	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1
	3 月以上 6 月未滿	4 2	4 2	4 2	4 2	4 2	4 2	4 2	4 2
	6 月以上 9 月未滿	4 3	4 3	4 3	4 3	4 3	4 3	4 3	4 3
	9 月以上 12 月未滿	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4
	12 月以上	4 5	4 5	4 5	4 5	4 5	4 5	4 5	4 5
1 2	3 月未滿	4 5	4 5	4 5	4 5	4 5	4 5	4 5	4 5
	3 月以上 6 月未滿	4 6	4 6	4 6	4 6	4 6	4 6	4 6	4 6
	6 月以上 9 月未滿	4 7	4 7	4 7	4 7	4 7	4 7	4 7	4 7
	9 月以上 12 月未滿	4 8	4 8	4 8	4 8	4 8	4 8	4 8	4 8
	12 月以上	4 9	4 9	4 9	4 9	4 9	4 9	4 9	4 9
1 3	3 月未滿	4 9	4 9	4 9	4 9	4 9	4 9	4 9	4 9
	3 月以上 6 月未滿	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
	6 月以上 9 月未滿	5 1	5 1	5 1	5 1	5 1	5 1	5 1	5 1
	9 月以上 12 月未滿	5 2	5 2	5 2	5 2	5 2	5 2	5 2	5 2
	12 月以上	5 3	5 3	5 3	5 3	5 3	5 3	5 3	5 3
1 4	3 月未滿	5 3	5 3	5 3	5 3	5 3	5 3	5 3	5 3
	3 月以上 6 月未滿	5 4	5 4	5 4	5 4	5 4	5 4	5 4	5 4
	6 月以上 9 月未滿	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5
	9 月以上 12 月未滿	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6
	12 月以上	5 7	5 7	5 7	5 7	5 7	5 7	5 7	5 7
1 5	3 月未滿	5 7	5 7	5 7	5 7	5 7	5 7	5 7	5 7
	3 月以上 6 月未滿	5 8	5 8	5 8	5 8	5 8	5 8	5 8	5 8
	6 月以上 9 月未滿	5 9	5 9	5 9	5 9	5 9	5 9	5 9	5 9
	9 月以上 12 月未滿	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	6 0
	12 月以上	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1
1 6	3 月未滿	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1	6 1
	3 月以上 6 月未滿	6 2	6 2	6 2	6 2	6 2	6 2	6 2	6 2
	6 月以上 9 月未滿	6 3	6 3	6 3	6 3	6 3	6 3	6 3	6 3
	9 月以上 12 月未滿	6 4	6 4	6 4	6 4	6 4	6 4	6 4	6 4
	12 月以上	6 5	6 5	6 5	6 5	6 5	6 5	6 5	6 5
1 7	3 月未滿			6 5	6 5	6 5	6 5	6 5	6 5

	3 月以上 6 月未滿			6 6	6 6	6 6	6 6	6 6	6 6
	6 月以上 9 月未滿			6 7	6 7	6 7	6 7	6 7	6 7
	9 月以上 12 月未滿			6 8	6 8	6 8	6 8	6 8	6 8
	12 月以上			6 9	6 9	6 9	6 9	6 9	6 9
1 8	3 月未滿			6 9	6 9	6 9	6 9	6 9	6 9
	3 月以上 6 月未滿			7 0	7 0	7 0	7 0	7 0	7 0
	6 月以上 9 月未滿			7 1	7 1	7 1	7 1	7 1	7 1
	9 月以上 12 月未滿			7 2	7 2	7 2	7 2	7 2	7 2
	12 月以上			7 3	7 3	7 3	7 3	7 3	7 3
1 9	3 月未滿			7 3	7 3	7 3	7 3	7 3	7 3
	3 月以上 6 月未滿			7 4	7 4	7 4	7 4	7 4	7 4
	6 月以上 9 月未滿			7 5	7 5	7 5	7 5	7 5	7 5
	9 月以上 12 月未滿			7 6	7 6	7 6	7 6	7 6	7 6
	12 月以上			7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	7 7
2 0	3 月未滿			7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	7 7
	3 月以上 6 月未滿			7 8	7 8	7 8	7 8	7 8	7 8
	6 月以上 9 月未滿			7 9	7 9	7 9	7 9	7 9	7 9
	9 月以上 12 月未滿			8 0	8 0	8 0	8 0	8 0	8 0
	12 月以上			8 1	8 1	8 1	8 1	8 1	8 1
2 1	3 月未滿				8 1	8 1	8 1	8 1	8 1
	3 月以上 6 月未滿				8 2	8 2	8 2	8 2	8 2
	6 月以上 9 月未滿				8 3	8 3	8 3	8 3	8 3
	9 月以上 12 月未滿				8 4	8 4	8 4	8 4	8 4
	12 月以上				8 5	8 5	8 5	8 5	8 5
2 2	3 月未滿					8 5	8 5	8 5	8 5
	3 月以上 6 月未滿					8 6	8 6	8 6	8 6
	6 月以上 9 月未滿					8 7	8 7	8 7	8 7
	9 月以上 12 月未滿					8 8	8 8	8 8	8 8
	12 月以上					8 9	8 9	8 9	8 9
2 3	3 月未滿					8 9	8 9	8 9	8 9
	3 月以上 6 月未滿					9 0	9 0	9 0	9 0
	6 月以上 9 月未滿					9 1	9 1	9 1	9 1
	9 月以上 12 月未滿					9 2	9 2	9 2	9 2
	12 月以上					9 3	9 3	9 3	9 3
2 4	3 月未滿					9 3	9 3	9 3	9 3
	3 月以上 6 月未滿					9 4	9 4	9 4	9 4
	6 月以上 9 月未滿					9 5	9 5	9 5	9 5
	9 月以上 12 月未滿					9 6	9 6	9 6	9 6
	12 月以上					9 7	9 7	9 7	9 7
2 5	3 月未滿					9 7	9 7	9 7	9 7
	3 月以上 6 月未滿					9 8	9 8	9 8	9 8
	6 月以上 9 月未滿					9 9	9 9	9 9	9 9
	9 月以上 12 月未滿					100	100	100	100
	12 月以上					101	101	101	101
2 6	3 月未滿						101	101	101
	3 月以上 6 月未滿						102	102	102
	6 月以上 9 月未滿						103	103	103
	9 月以上 12 月未滿						104	104	104
	12 月以上						105	105	105
2 7	3 月未滿						105	105	
	3 月以上 6 月未滿						106	106	
	6 月以上 9 月未滿						107	107	
	9 月以上 12 月未滿						108	108	
	12 月以上						109	109	
2 8	3 月未滿						109	109	
	3 月以上 6 月未滿						110	110	
	6 月以上 9 月未滿						111	111	
	9 月以上 12 月未滿						112	112	

	12 月以上						113	113	
2 9	3 月未滿						113		
	3 月以上 6 月未滿						114		
	6 月以上 9 月未滿						115		
	9 月以上 12 月未滿						116		
	12 月以上						117		
3 0	3 月未滿						117		
	3 月以上 6 月未滿						118		
	6 月以上 9 月未滿						119		
	9 月以上 12 月未滿						120		
	12 月以上						121		

附則別表 2 (附則第 3 項關係)

職階 旧等級 旧号給	部長級	課長級		課長補佐級	係長級	主事・技師級		
	1 等級	2 等級	3 等級	4 等級	5 等級	6 等級	7 等級	8 等級
1	446,320	353,207	301,132	282,641	263,490	171,226	143,584	118,301
2	461,603	365,566	313,490	293,773	272,830	180,943	153,207	123,584
3	476,698	378,113	325,754	305,000	283,018	190,849	161,037	128,962
4	491,698	390,754	338,490	316,320	293,301	200,849	169,245	134,433
5	506,320	403,962	351,320	327,735	303,867	210,943	177,452	140,660
6	521,226	417,264	364,245	339,150	314,245	220,943	186,603	148,018
7	535,849	430,283	377,075	350,566	325,000	231,037	195,754	156,320
8	550,566	443,113	389,811	362,075	335,471	241,226	205,471	164,905
9	564,622	456,037	402,547	373,396	345,283	251,320	215,283	173,113
10	578,867	468,867	414,811	384,245	354,716	261,603	225,283	181,509
11	590,660	481,415	426,886	394,622	363,962	271,792	235,188	189,622
12	602,358	494,056	438,584	404,622	372,735	281,981	245,094	198,113
13	613,301	505,660	449,905	414,433	381,415	292,075	254,056	206,509
14	621,320	515,094	460,283	423,773	389,622	302,264	263,113	215,471
15		523,207	470,377	432,641	397,547	312,358	271,886	224,716
16		530,094	477,830	440,377	405,094	322,358	280,094	234,056
17			485,000	447,075	411,037	332,264	287,735	243,396
18			492,075	453,679	416,981	342,264	295,566	252,641
19			498,396	459,339	422,641	351,509	303,584	261,037
20			503,396	464,622	427,735	359,056	311,320	268,962
21				469,622	432,735	366,415	319,056	276,981
22					437,735	373,962	326,320	284,528
23					442,358	380,566	333,679	291,886
24					446,981	385,943	340,943	298,018
25					451,603	390,188	347,924	303,867
26						393,584	352,924	306,603
27						396,792	356,509	
28						399,811	359,528	
29						403,113		
30						406,320		

再任用職員	446,320	353,207	318,773	299,716	279,433	232,264	200,283	167,830
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------